

ハサリキ

二、争議、原因

然ルニ、以事会社側ノ知ル如トテリタルヨリ  
波撃ハ恐怖ノ念ヲ生シ急遽全志ヲ集メ職首  
豫防ノ策トシテ要求ヲ提出スヘク協議ヲ重  
ネ二十三日尤ノ要求ヲ工場長小澤吉次郎ニ  
提出セリ

記

謹テ工場長ニ嘆願ス

- 一、職首者ノ有無ヲ發表セラレタシ
- 二、定休日手當金額(五分)復活セラレタシ
- 三、會社ノ都合ニヨリ解職スル際ハ二週間前  
ヲ以テ豫告セラレタシ

前條ノ場合ハ解職者ニ對シテハ左ノ標準ニ

ヨリ手當金ヲ結算セラレタシ

(1) 一ヶ年以内ハ二月分

(2) 一ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎二十日分ヲ加算セ

ラレタシ

四、今後ニ於テハ作業上並ニ一般ニ對シ最モ

公平ヲ旨トシ処置ヲ執ラレタシ

五、職首時期九月ヨリ翌年二月ニ至ル期間中

ニ於ケル職首者ニ對シテ手當金ヲ前條ノ

五割増ヲ結算セラレタシ

回答期日ハ兼ル大正十年九月二十四日午後

三時迄ニ代表委員ニセラレタシ

代 表 者